

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている「日本国憲法」，「体育」，「外国語コミュニケーション」，「数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に対応する授業科目を各2単位以上修得する必要があります。

教育職員免許法施行規則に定める科目・単位数	左記に対応する授業科目	単位数	備考
日本国憲法	法と社会B	2	2単位必修
体育	運動と健康B	2	2単位必修
外国語コミュニケーション	EnglishCommunication A	2	いずれか2単位修得
	EnglishCommunication B	2	
数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理入門B	2	2単位必修